

【案】第9期洞爺湖町介護保険料額

参考資料2

保険料段階	対 象 者		保険料率	保険料年額
	世帯	本人所得等		
第1段階	住民税非課税世帯	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者又は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.285 基準額×0.29	21,200円 21,600円
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下	基準額×0.485	36,100円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	基準額×0.685 基準額×0.69	51,000円 51,300円
第4段階	本人非課税世帯に課税者あり(課税世帯)	本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.83	61,800円
第5段階		本人は住民税非課税で上記以外	基準額(6,200円)	74,400円
第6段階	本人課税(課税世帯)	前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.25	93,000円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	96,700円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.53	113,800円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上 410 ⁴²⁰ 万円未満	基準額×1.7	126,500円
第10段階		前年の合計所得金額が 410 ⁴²⁰ 万円以上 500 ⁵²⁰ 万円未満	基準額×1.9 基準額×1.8	141,400円 133,900円
第11段階		前年の合計所得金額が 500 ⁵²⁰ 万円以上 590 ⁶²⁰ 万円未満	基準額×2.1 基準額×1.9	156,200円 141,400円
第12段階		前年の合計所得金額が 590 ⁶²⁰ 万円以上 680 ⁷²⁰ 万円未満	基準額×2.3 基準額×2.0	171,100円 148,800円
第13段階		前年の合計所得金額が 680 ⁷²⁰ 万円以上	基準額×2.4 基準額×2.1	178,600円 156,200円

※ 第1段階から第3段階の年額保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。